

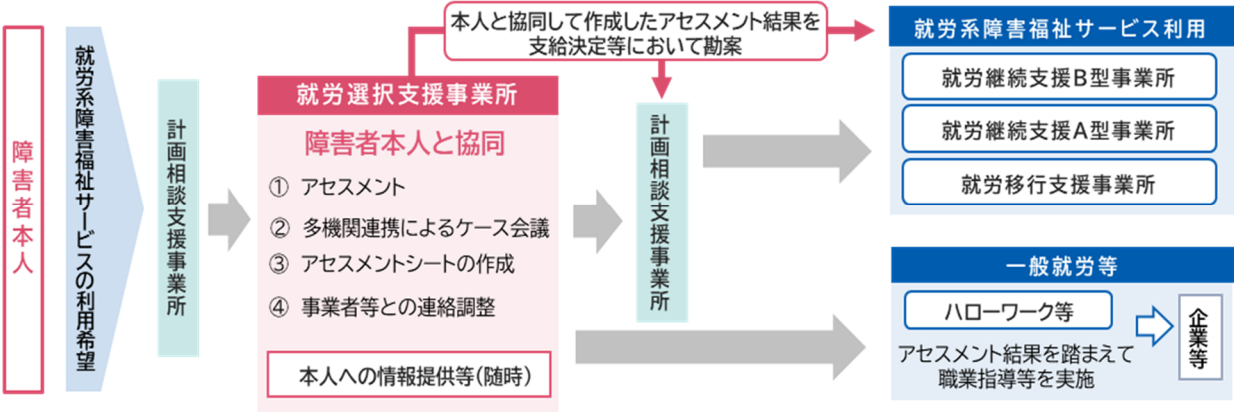
就労選択支援について

1 制度の概要

就労選択支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う新たな障害福祉サービスで、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

2 就労選択支援の主な内容

- ①作業場面を活用した状況把握（アセスメント）
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理
- ②多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催
- ③アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝える
- ④事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行う



3 開始時期

令和 7 年 1 0 月 1 日

4 対象者

サービス類型		新たに利用意向がある障害者	既に利用しており、更新意向がある障害者
就労継続支援 B 型	下記以外の者	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者 ・ 障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者